

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第23号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(地域機関の長への共通委任)</p> <p>第3条 次に掲げる事務は、地域機関の長に委任する。</p> <p>(1)～(4)の3 (略)</p> <p>(5) 職員の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業、<u>修学部分休業、高齢者部分休業</u>及び職務専念義務の免除の承認等を行うこと（地域振興局長以外の地域機関の長の5日以上に係るもの（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第8—55号）第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇に係るものを除く。）、研修及び兼職に係るもの並びに結核性疾患に係るもののうち1日を単位とするものを除く。）、</p> <p>(5)の2～(9) (略)</p>	<p>(地域機関の長への共通委任)</p> <p>第3条 次に掲げる事務は、地域機関の長に委任する。</p> <p>(1)～(4)の3 (略)</p> <p>(5) 職員の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業、<u>修学部分休業及び職務専念義務の免除の承認等を行うこと</u>（地域振興局長以外の地域機関の長の5日以上に係るもの（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第8—55号）第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇に係るものを除く。）、研修及び兼職に係るもの並びに結核性疾患に係るもののうち1日を単位とするものを除く。）、</p> <p>(5)の2～(9) (略)</p>
<p>(地域振興局長への委任)</p> <p>第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(259) (略)</p> <p>(260) <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第16条第2項</u>の規定により、市町村道の道路管理者に代わってその権限を行うこと（第199号から前号までに掲げる権限に限る。次号及び第262号において同じ。）、</p> <p>(261)～(544) (略)</p> <p>2～12 (略)</p>	<p>(地域振興局長への委任)</p> <p>第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(259) (略)</p> <p>(260) <u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第2項</u>の規定により、市町村道の道路管理者に代わってその権限を行うこと（第199号から前号までに掲げる権限に限る。次号及び第262号において同じ。）、</p> <p>(261)～(544) (略)</p> <p>2～12 (略)</p>
<p>(保健所長への委任)</p> <p>第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。</p> <p>(1)～(101) (略)</p> <p>(102) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項（<u>同法第44条の9第1項</u>において準用する場合を含む。）の規定による結核の患者又は無症状病原体保有者に係る届出を受理すること。</p> <p>(103) 感染症の予防及び感染症の患者に対する</p>	<p>(保健所長への委任)</p> <p>第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。</p> <p>(1)～(101) (略)</p> <p>(102) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項（<u>同法第7条第1項</u>において準用する場合を含む。）の規定による結核の患者又は無症状病原体保有者に係る届出を受理すること。</p> <p>(103) 感染症の予防及び感染症の患者に対する</p>

医療に関する法律第14条第2項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定による感染症の発生の状況の届出を受理すること。

(103)の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第14条の2第2項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定による患者の検体又は感染症の病原体の一部を受領すること。

(103)の3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第14条の2第3項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を実施すること。

(104) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第1項又は第15条の2第1項（これらの規定を同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、職員に患者等に質問させ、又は調査をさせること。

(104)の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第3項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検体若しくは感染症の病原体を提出し、又は職員による検体の採取に応じるべきこと若しくは応じさせるべきことを職員に求めさせること。

(104)の3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第5項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を実施すること。

(105) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条の3第1項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、健康状態について報告を求め、又は職員に質問させること。

(106) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条の3第2項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、職員に質問させ、又は調査をさせること。

(106)の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第1項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検体を提出し、又は職員による検体の採取に応じるべきこと若しくは応じさせるべきことを勧告すること。

(106)の3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第3項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、職員に検体を採取させること。

医療に関する法律第14条第2項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定による感染症の発生の状況の届出を受理すること。

(103)の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第14条の2第2項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定による患者の検体又は感染症の病原体の一部を受領すること。

(103)の3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第14条の2第3項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を実施すること。

(104) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第1項又は第15条の2第1項（これらの規定を同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、職員に患者等に質問させ、又は調査をさせること。

(104)の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第3項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検体若しくは感染症の病原体を提出し、又は職員による検体の採取に応じるべきこと若しくは応じさせるべきことを職員に求めさせること。

(104)の3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第5項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を実施すること。

(105) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条の3第1項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、健康状態について報告を求め、又は職員に質問させること。

(106) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条の3第2項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、職員に質問させ、又は調査をさせること。

(106)の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第1項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検体を提出し、又は職員による検体の採取に応じるべきこと若しくは応じさせるべきことを勧告すること。

(106)の3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第3項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、職員に検体を採取させること。

(106)の4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第5項（同法第44条の9第1項、同法第23条（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）、同法第44条の11第9項、同法第45条第3項及び同法第49条において準用する場合を含む。）の規定により、通知すること。

(106)の5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第6項（同法第44条の9第1項、同法第23条（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）、同法第44条の11第9項、同法第45条第3項及び同法第49条において準用する場合を含む。）の規定により、書面を交付すること。

(106)の6 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第7項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を実施すること。

(107) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条第1項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、健康診断を受け、又は受けさせるべきことを勧告すること。

(108) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条第2項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、当該職員に健康診断を行わせること。

(109)及び(110) (略)

(111) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第1項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、患者等に対し、通知すること。

(112) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第4項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、就業制限に係る確認をすること。

(113) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第5項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、感染症診査協議会の意見を聴くこと。

(114) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第6項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、感染症診査協議会に報告すること。

(115) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条第1項又は第20条第1項（これらの規定を同法第44条の9第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定により、入院し、又は入院させるべきことを勧告すること。

(116) 感染症の予防及び感染症の患者に対する

(106)の4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第5項（同法第7条第1項、同法第23条（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）、同法第44条の7第9項、同法第45条第3項及び同法第49条において準用する場合を含む。）の規定により、通知すること。

(106)の5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第6項（同法第7条第1項、同法第23条（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）、同法第44条の7第9項、同法第45条第3項及び同法第49条において準用する場合を含む。）の規定により、書面を交付すること。

(106)の6 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第7項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を実施すること。

(107) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条第1項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、健康診断を受け、又は受けさせるべきことを勧告すること。

(108) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条第2項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、当該職員に健康診断を行わせること。

(109)及び(110) (略)

(111) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第1項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、患者等に対し、通知すること。

(112) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第4項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、就業制限に係る確認をすること。

(113) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第5項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、感染症診査協議会の意見を聴くこと。

(114) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第6項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、感染症診査協議会に報告すること。

(115) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条第1項又は第20条第1項（これらの規定を同法第7条第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定により、入院し、又は入院させるべきことを勧告すること。

(116) 感染症の予防及び感染症の患者に対する

医療に関する法律第19条第3項又は第20条第2項（これらの規定を同法第44条の9第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定により、勧告に係る患者を入院させること。

(117) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条第5項又は第20条第3項（これらの規定を同法第44条の9第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定により、入院している患者を他の病院又は診療所に入院させること。

(117)の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条第7項（同法第44条の9第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定により、感染症診査協議会に報告すること。

(117)の3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第20条第4項（同法第44条の9第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定により、入院の期間を延長すること。

(117)の4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第20条第5項（同法第44条の9第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定により、感染症診査協議会の意見を聴くこと。

(117)の5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第20条第6項（同法第44条の9第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定により、職員を指定し、当該職員に対して意見を述べる機会を与えること。

(117)の6 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第20条第8項（同法第44条の9第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定による聴取書を受理すること。

(117)の7 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第21条（同法第44条の9第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定により、入院する患者を移送すること。

(117)の8 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第22条第1項（同法第44条の9第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定により、患者を退院させること。

(117)の9 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第22条第2項（同法第44条の9第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定による通知を受理すること。

(117)の10 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第22条第3項（同法第44条の9第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定による退院の請求を受理すること。

医療に関する法律第19条第3項又は第20条第2項（これらの規定を同法第7条第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定により、勧告に係る患者を入院させること。

(117) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条第5項又は第20条第3項（これらの規定を同法第7条第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定により、入院している患者を他の病院又は診療所に入院させること。

(117)の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条第7項（同法第7条第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定により、感染症診査協議会に報告すること。

(117)の3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第20条第4項（同法第7条第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定により、入院の期間を延長すること。

(117)の4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第20条第5項（同法第7条第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定により、感染症診査協議会の意見を聴くこと。

(117)の5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第20条第6項（同法第7条第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定により、職員を指定し、当該職員に対して意見を述べる機会を与えること。

(117)の6 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第20条第8項（同法第7条第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定による聴取書を受理すること。

(117)の7 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第21条（同法第7条第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定により、入院する患者を移送すること。

(117)の8 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第22条第1項（同法第7条第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定により、患者を退院させること。

(117)の9 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第22条第2項（同法第7条第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定による通知を受理すること。

(117)の10 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第22条第3項（同法第7条第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定による退院の請求を受理すること。

と。

- (117)の11 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第22条第4項（同法第44条の9第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定により、病原体を保有しているかどうかの確認をすること。
- (117)の12 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条の2第1項（同法第44条の9第1項、第26条及び第49条の2において準用する場合を含む。）の規定による苦情の申出を受理すること。
- (117)の13 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条の2第2項（同法第44条の9第1項、第26条及び第49条の2において準用する場合を含む。）の規定により、職員を指定し、当該職員に苦情の申出の内容を聴取させること。
- (117)の14 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条の2第3項（同法第44条の9第1項、第26条及び第49条の2において準用する場合を含む。）の規定により、苦情の申出を処理し、その結果を通知すること。
- (117)の15 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の3第1項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検体又は感染症の病原体を提出すべきことを命ずること。
- (117)の16 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の3第3項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、職員に検体又は感染症の病原体を収去させること。
- (117)の17 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の3第5項（同法第44条の9第1項及び第50条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を実施すること。
- (117)の18 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の4第1項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検体を提出し、又は職員による検体の採取に必ずべきことを命ずること。
- (117)の19 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の4第3項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、職員に検体を採取させること。
- (117)の20 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の4第5項（同法第44条の9第1項及び第50条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を実施

- (117)の11 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第22条第4項（同法第7条第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定により、病原体を保有しているかどうかの確認をすること。
- (117)の12 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条の2第1項（同法第7条第1項、第26条及び第49条の2において準用する場合を含む。）の規定による苦情の申出を受理すること。
- (117)の13 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条の2第2項（同法第7条第1項、第26条及び第49条の2において準用する場合を含む。）の規定により、職員を指定し、当該職員に苦情の申出の内容を聴取させること。
- (117)の14 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条の2第3項（同法第7条第1項、第26条及び第49条の2において準用する場合を含む。）の規定により、苦情の申出を処理し、その結果を通知すること。
- (117)の15 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の3第1項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検体又は感染症の病原体を提出すべきことを命ずること。
- (117)の16 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の3第3項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、職員に検体又は感染症の病原体を収去させること。
- (117)の17 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の3第5項（同法第7条第1項及び第50条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を実施すること。
- (117)の18 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の4第1項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検体を提出し、又は職員による検体の採取に必ずべきことを命ずること。
- (117)の19 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の4第3項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、職員に検体を採取させること。
- (117)の20 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の4第5項（同法第7条第1項及び第50条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を実施する

すること。

(117)の21 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条第1項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、消毒すべきことを命ずること。

(117)の22 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条第2項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、市町村に消毒するよう指示し、又は職員に消毒させること。

(117)の23 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条第1項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、区域を指定し、ねずみ族、昆虫等を駆除すべきことを命ずること。

(117)の24 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条第2項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、区域を指定し、市町村にねずみ族、昆虫等を駆除するよう指示し、又は職員に駆除させること。

(117)の25 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第29条第1項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、物件の移動を制限し、若しくは禁止し、消毒、廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずること。

(117)の26 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第29条第2項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、市町村に消毒するよう指示し、又は職員に消毒、廃棄その他必要な措置をとらせること。

(117)の27 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第35条第1項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、同法第27条から第29条までに規定する措置を実施する場合に、当該職員に同項に規定する場所に立ち入り、患者等に質問させ、又は調査をさせること。

(117)の28 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条第1項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、通知すること。

(117)の29 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条第2項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、書面を交付すること。

(117)の30 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第1項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の

こと。

(117)の21 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条第1項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、消毒すべきことを命ずること。

(117)の22 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条第2項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、市町村に消毒するよう指示し、又は職員に消毒させること。

(117)の23 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条第1項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、区域を指定し、ねずみ族、昆虫等を駆除すべきことを命ずること。

(117)の24 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条第2項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、区域を指定し、市町村にねずみ族、昆虫等を駆除するよう指示し、又は職員に駆除させること。

(117)の25 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第29条第1項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、物件の移動を制限し、若しくは禁止し、消毒、廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずること。

(117)の26 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第29条第2項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、市町村に消毒するよう指示し、又は職員に消毒、廃棄その他必要な措置をとらせること。

(117)の27 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第35条第1項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、同法第27条から第29条までに規定する措置を実施する場合に、当該職員に同項に規定する場所に立ち入り、患者等に質問させ、又は調査をさせること。

(117)の28 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条第1項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、通知すること。

(117)の29 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条第2項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、書面を交付すること。

(117)の30 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第1項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定

規定による入院患者に係る医療費の公費負担の決定をすること。

(117)の31 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2第1項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定による結核患者に係る医療費の公費負担の決定をすること。

(117)の32 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第9項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定による結核指定医療機関の指導をすること。

(117)の33 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第43条第1項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、感染症指定医療機関（結核指定医療機関に限る。）の管理者に対して報告を求め、又は当該職員に結核指定医療機関について実地に帳簿書類を検査させること。

(117)の34 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第1項又は第2項（これらの規定を同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、健康状態について報告を求め、又は感染の防止に必要な協力を求めること。

(117)の35 （略）

(117)の36 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の11第1項の規定により、検体を提出し、又は職員による検体の採取に応じるべきこと若しくは応じさせるべきことを勧告すること。

(117)の37 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の11第3項の規定により、職員に検体を採取させること。

(117)の38 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の11第5項の規定により、検査を実施すること。

(117)の39～(269) （略）

(270) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第53条第2項の規定により、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に立入調査若しくは質問をさせること（厚生労働大臣の定める手続により輸出証明書の発行を受けた者又は適合施設の認定を受けた設置者等に係るものに限る。）。

(271) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第53条第5項の規定により、輸出証明書の発行を取り消すこと（第268号に掲げる事務に係るものに限る。）。

2・3 （略）

（食肉衛生検査センター所長への委任）

による入院患者に係る医療費の公費負担の決定をすること。

(117)の31 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2第1項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定による結核患者に係る医療費の公費負担の決定をすること。

(117)の32 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第7項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定による結核指定医療機関の指導をすること。

(117)の33 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第43条第1項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、感染症指定医療機関（結核指定医療機関に限る。）の管理者に対して報告を求め、又は当該職員に結核指定医療機関について実地に帳簿書類を検査させること。

(117)の34 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第1項又は第2項（これらの規定を同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、健康状態について報告を求め、又は感染の防止に必要な協力を求めること。

(117)の35 （略）

(117)の36 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の7第1項の規定により、検体を提出し、又は職員による検体の採取に応じるべきこと若しくは応じさせるべきことを勧告すること。

(117)の37 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の7第3項の規定により、職員に検体を採取させること。

(117)の38 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の7第5項の規定により、検査を実施すること。

(117)の39～(269) （略）

(270) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第38条第2項の規定により、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に立入調査若しくは質問をさせること（厚生労働大臣の定める手続により輸出証明書の発行を受けた者又は適合施設の認定を受けた設置者等に係るものに限る。）。

(271) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第38条第5項の規定により、輸出証明書の発行を取り消すこと（第268号に掲げる事務に係るものに限る。）。

2・3 （略）

（食肉衛生検査センター所長への委任）

第8条の2 次に掲げる事務は、食肉衛生検査センター所長に委任する。

(1)～(23) (略)

(24) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第53条第2項の規定により、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に立入調査若しくは質問をさせること（厚生労働大臣の定める手続により輸出証明書の発行を受けた者又は適合施設の認定を受けた設置者等に係るものに限る。）。

(25) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第53条第5項の規定により、輸出証明書の発行を取り消すこと（第22号に掲げる事務に係るものに限る。）。

第8条の2 次に掲げる事務は、食肉衛生検査センター所長に委任する。

(1)～(23) (略)

(24) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第38条第2項の規定により、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に立入調査若しくは質問をさせること（厚生労働大臣の定める手続により輸出証明書の発行を受けた者又は適合施設の認定を受けた設置者等に係るものに限る。）。

(25) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第38条第5項の規定により、輸出証明書の発行を取り消すこと（第22号に掲げる事務に係るものに限る。）。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条第5号の改正 令和5年4月1日

(2) 第8条第1項第117号の32の改正（「第38条第7項」を「第38条第9項」に改める部分に限る。） 令和6年4月1日